

教員の不祥事にかかる処分について

昨年12月に、本学教員がおこした酒気帯び運転の不祥事については、誠に遺憾なことで受け止め、1月31日、停職3か月の懲戒処分を以て厳正に対処しました。

皆様方にあらためて深くお詫び申し上げますとともに、教職員一人一人が襟を正して職務の遂行に全力を尽くしてまいり所存ですので、今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年2月1日

石川県立看護大学

学長 石垣 和子